

令和5年9月定例会 教育長報告

◆ 9月の主な活動

4日 教育委員会定例会（静岡庁舎）[教育長・委員]

◆ 10月の主な予定

14日 しずおか教師塾 第15期入塾式（清水庁舎）[教育長]

25日 教育委員会定例会（静岡庁舎）[教育長・委員]

報告第10号

委員の委嘱及び任命について（静岡市スポーツ推進審議会委員）

静岡市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命について専決したので、次のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(観光交流文化局スポーツ振興課)

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 報告理由 | 任期満了により、静岡市スポーツ推進審議会委員について、次のとおり委嘱及び任命した。 |
| 2 根拠法令 | (1) スポーツ基本法 第31条
(2) 静岡市附属機関設置条例 第4条及び第5条 |
| 3 委嘱及び任命する者 | 別紙名簿のとおり |
| 4 委嘱及び任命日 | 令和5年8月18日 |
| 5 委嘱及び任命期間 | 令和5年8月18日から令和7年8月17日まで |

静岡市スポーツ推進審議会委員（新）

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数	委嘱回数
学識経験者	木宮 敬信	常葉大学 教育学部 教授	4	3
学識経験者	祝原 豊	国立大学法人静岡大学 グローバル共創科学部 准教授	2	2
学識経験者	青木 秀剛	一般社団法人静岡市清水医師会 青木内科クリニック 医師	0	新
学識経験者	田村 元延	常葉大学短期大学部 保育科 准教授	0	新
関係行政 機関職員	小長谷 忍	静岡市校長会 静岡市中学校体育連盟 会長 静岡市立清水第二中学校 校長	2	2
関係行政 機関職員	大島 友佳里	静岡市立高等学校 養護教諭	2	2
関係行政 機関職員	加藤 綾子	小学校体育指導者 静岡市立西奈南小学校 教諭	0	新
関係行政 機関職員	伊藤 省吾	静岡県立清水特別支援学校 教諭（進路指導主事）	0	新
スポーツ 団体代表者	中地 良成	公益財団法人 静岡市スポーツ協会 参事兼主幹	2	2
スポーツ 団体代表者	内川 久雄	NPO法人ピュアスポーツクラブ 副理事長	0	新
スポーツ 団体代表者	杉山 君子	スポーツ推進委員 静岡市スポーツ推進委員連絡協議 会 理事	0	新
スポーツ 団体代表者	杉田 壮	株式会社エスパルス 地域事業本部 教育事業部長	0	新
市民	大石 仁子	公募委員	0	新
市民	山岡 啓介	公募委員	0	新
市民	宮城嶋 開人	公募委員	0	新

静岡市スポーツ推進審議会委員（旧）

選出区分	氏名	職業・役職	在職年数	委嘱回数
学識経験者	遠藤 知里	常葉大学短期大学部保育科 教授	6	3
学識経験者	木宮 敬信	常葉大学 教育学部 教授	4	2
学識経験者	森福 研一	一般社団法人静岡市静岡医師会 森福整形外科 医師	2	1
学識経験者	祝原 豊	国立大学法人静岡大学 グローバル共創科学部 准教授	2	1
関係行政 機関職員	片桐 晶子	小学校体育指導者 静岡市立清沢小学校 教諭	6	3
関係行政 機関職員	小長谷 忍	静岡市校長会 静岡市中学校体育連盟 会長 静岡市立清水第二中学校 校長	2	1
関係行政 機関職員	川上 健治	静岡県立富士特別支援学校 富士宮分校 教頭	2	1
関係行政 機関職員	大島 友佳里	静岡市立高等学校 養護教諭	2	1
スポーツ 団体代表者	内川 麻衣子	NPO法人ピュアスポーツクラブ 理事長	6	3
スポーツ 団体代表者	今泉 幸広	株式会社エスパルス 地域事業本部 教育事業部 ヘッドオブコーチング	4	2
スポーツ 団体代表者	中地 良成	公益財団法人静岡市スポーツ協会 参事兼主幹	4	2
スポーツ 団体代表者	米澤 恵里子	スポーツ推進委員 静岡市スポーツ推進委員連絡協議 会 理事	2	1
市民	早川 雅美	公募委員	2	1
市民	山瀬 直子	公募委員	2	1
市民	肝付 兼太	公募委員	2	1

スポーツ基本法(抜粋)

(地方スポーツ推進計画)

第 10 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）**町村の教育委員会**（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 24 条の 2 第 1 項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、**スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画**（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第 31 条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(国の補助)

第 33 条

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第 34 条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第 35 条 国又は地方公共団体が第 33 条第 3 項又は前条の規定により**社会教育関係団体**（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し**補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第 9 条第 2 項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会**（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）が**スポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聞かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第 13 条の規定による意見を聴くことを要しない。**

静岡市附属機関設置条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

- 2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。
- 3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。
- 4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあつては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

- 2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要があると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。
- 4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

（委員）

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(会長等)

第6条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。

4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。

5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

(部会)

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。

3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(静岡市行財政改革推進審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 静岡市行財政改革推進審議会条例（平成15年静岡市条例第24号）
- (2) 静岡市政策・施策外部評価委員会条例（平成27年静岡市条例第86号）
- (3) 静岡市生涯学習推進審議会条例（平成20年静岡市条例第12号）
- (4) 静岡市保健所運営協議会条例（平成15年静岡市条例第162号）
- (5) 静岡市精神保健福祉審議会条例（平成18年静岡市条例第37号）
- (6) 静岡市食育推進会議条例（平成19年静岡市条例第18号）
- (7) 静岡市大規模小売店舗立地審議会条例（平成28年静岡市条例第19号）
- (8) 静岡市水防協議会条例（平成15年静岡市条例第292号）
- (9) 静岡市小学校及び中学校通学区域審議会条例（平成15年静岡市条例第263号）
- (10) 静岡市スポーツ推進審議会条例（平成15年静岡市条例第121号）

2 教育委員会

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
静岡市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づくスポーツの推進に関する重要事項の調査審議をし、又は教育委員会に意見を述べること。	15人以内	1 学識経験を有する者 2 関係行政機関の職員 3 スポーツ団体の代表者 4 市民	2年	委員の互選により定める者

報告第11号

静岡市立小学校の通学区域の変更に関する諮問について

静岡市立小学校の通学区域の変更に関する諮問について、次のとおり報告する。

令和5年9月4日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- 1 内 容 別紙諮問書のとおり
- 2 報告理由 静岡市立小学校の通学区域の変更について、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会に諮問することを報告する。

05 静 教 教 児 第 号
令 和 年 月 日

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会 様

静 岡 市 教 育 委 員 会
(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

静岡市教育委員会は、下記の事項について諮問します。

記

1 小学校の統合に伴う通学区域の変更について

(理 由)

静岡市立中藁科小学校、静岡市立水見色小学校及び静岡市立清沢小学校を静岡市立中藁科小学校として統合するのに伴い、通学区域の変更が必要になるため。

1 小学校の統合に伴う通学区域の変更について

- (1) 静岡市立中藁科小学校、静岡市立水見色小学校及び静岡市立清沢小学校を静岡市立中藁科小学校として統合することに伴う通学区域の変更

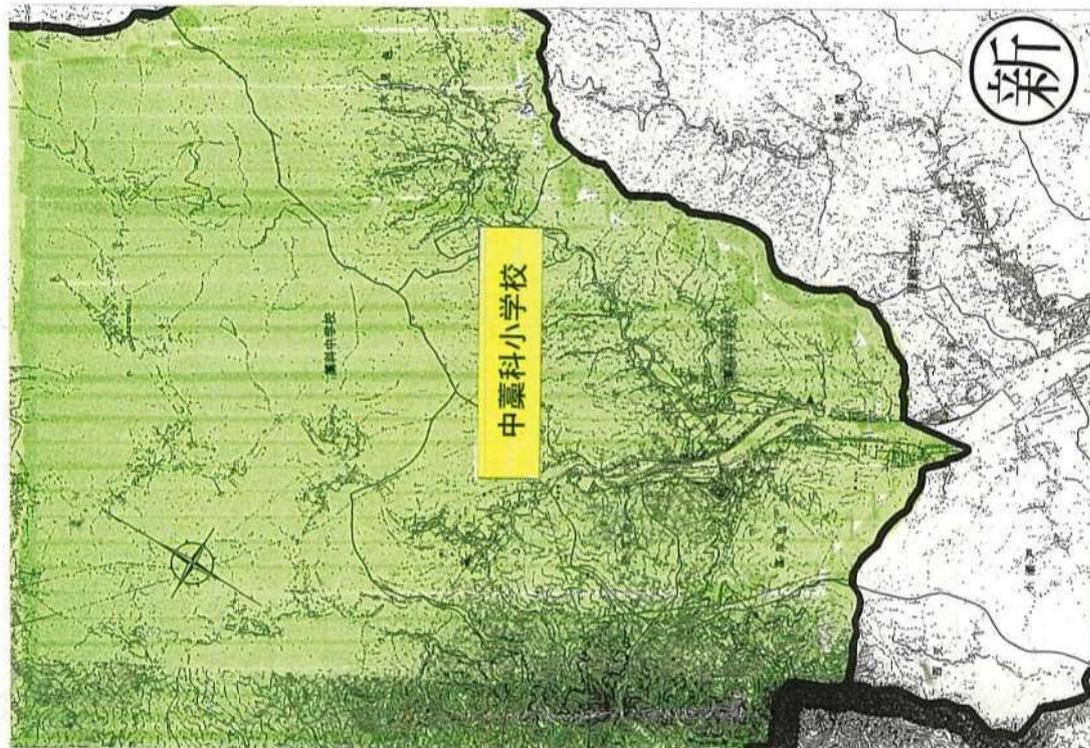
現在の3小学校の通学区域を合わせて、統合校の通学区域とする。

旧（現行）		新（改正案）	
静岡市立中藁科小学校	葵区の区域のうち大原、小布杉、富沢、奈良間及び富厚里の区域	静岡市立中藁科小学校	葵区の区域のうち相俣、赤沢、大原、鍵穴、黒俣、小島、小布杉、坂本、杉尾、寺島、富沢、奈良間、昼居渡、富厚里及び水見色の区域
静岡市立水見色小学校	葵区の区域のうち水見色の区域		
静岡市立清沢小学校	葵区の区域のうち相俣、赤沢、鍵穴、黒俣、小島、坂本、杉尾、寺島及び昼居渡の区域		

- (2) 施行日 令和6年4月1日

葵区藁科地区3小学校の統合

(中藁科小、水見色小及び清沢小の通学区域を一つにまとめる)



地図①

静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱（抜粋）

（通学区域の設定）

第3条 通学区域は、別表第1の標準指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校の区分に応じ、同表の通学区域の欄に掲げる区域とする。

（指定学校の指定）

第4条 教育長は、政令第5条第2項の規定により、別表第1の通学区域の欄に掲げる児童等が現に居住している区域の区分に応じ、同表の標準指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童等が通常学級以外の学級に所属することとなる場合にあつては、教育長は、前項の規定により当該児童等に係る指定学校として指定すべき小学校又は中学校（以下「標準指定学校」という。）に代えて、別表第2の標準指定学校の欄に掲げる標準指定学校の区分に応じ、同表の指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校として指定するものとする。

（指定学校の変更）

第5条 前条の規定にかかわらず、教育長は、別表第3の変更の事由の欄に掲げる変更の事由のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、政令第8条の規定による保護者の申立てにより、当該児童等に係る指定学校を、同表の変更の事由の欄に掲げる変更の事由の区分に応じ、同表の指定することができる学校の欄に定める小学校又は中学校に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該児童等が通常学級以外の学級に所属することとなる場合にあつては、当該児童等に係る指定学校を、同項の規定により指定学校として指定することができる小学校又は中学校を標準指定学校とみなした場合に前条第2項の規定により当該児童等に係る指定学校として指定すべき小学校又は中学校に変更することができる。

別表第1（第3条、第4条、別表第3関係）

1 小学校

標準指定学校	通学区域
静岡市立中藁科小学校	葵区の区域のうち大原、小布杉、富沢、奈良間及び富厚里の区域
静岡市立水見色小学校	葵区の区域のうち水見色の区域
静岡市立清沢小学校	葵区の区域のうち相俣、赤沢、鍵穴、黒俣、小島、坂本、杉尾、寺島及び昼居渡の区域